

地域金融円滑化のための基本方針

(平成25年5月23日改定)

越前信用金庫

越前信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の相談があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・本基本方針、金融円滑化管理規定を策定し、理事会にて決議するとともに、金融円滑化管理責任者に本部 業務部長を選任しております。
- ・「中小企業経営力強化支援法」に基づく『経営革新等支援機関』に認定されております。
- ・尚一層の企業支援に取り組むため、経営不振企業への支援要領を制定しております。
- ・各営業店に金融円滑化相談窓口を設置しております。
- ・本部に金融円滑化に係る苦情相談窓口を設置しております。
- ・条件変更の相談を含め、休日ローン相談会を開催しています。

3. 他の金融機関・外部専門家等との緊密な連携・活用

当金庫は、お客様から貸付条件の変更等のお申込みがあった場合は、真摯かつ迅速に取り組み、必要に応じて関係金融機関・外部専門家等と緊密な連携・活用を図りながら、コンサルティング機能を発揮し、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を提案のうえ地域金融の円滑化に努めてまいります。

*なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

越前信用金庫 総務課 苦情相談担当まで フリーダイヤル 0120-1475-99

以上